



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 裕
(コード番号: 2267 東証プライム市場)

譲渡制限付株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、2023年2月10日付で公表いたしました「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細を決議し、本制度に関連する議案を2023年6月21日開催予定の第71回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給および現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本制度は、当該報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものです。本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額300百万円以内といたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役に発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、発行または処分される普通株式の総数は年7.5万株以内とします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする

当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

（３）譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

（４）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

３．当社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上

〔この件に関するお問合せ先〕

広報室（担当：市川、丹羽、丸山）

電 話 ０３－６６２５－８９７１